

2025 年 11 月 13 日

各 位

東京都千代田区富士見二丁目 13 番 3 号
株式会社 KADOKAWA
代表執行役 夏野 剛

譲渡制限付株式報酬制度としての自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2025 年 10 月 30 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

- | | |
|--------------------------|--|
| 1. 処分する株式の種類及び数 | 普通株式 5,894 株 |
| 2. 処分方法 | 第三者割当の方法による。 |
| 3. 処分する株式の払込金額 | 1 株につき金 3,385 円 |
| 4. 処分価額の総額 | 金 19,951,190 円 |
| 5. 出資の目的とする財産の
内容及び価額 | 2025 年 10 月 30 日開催の当社の報酬委員会の決議に基づき当社の取締役（社外取締役を除く）に付与される当社に対する金銭報酬債権金 19,951,190 円を出資の目的とする（処分する株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 3,385 円）。 |
| 6. 払込期日 | 2025 年 11 月 28 日 |

以 上